

南国市田村堰井筋土地改良区地区除外等処理規程**(適用)**

第1条 この土地改良区の地区内農地の転用等に伴う地区除外および権利義務の決済等については、法令、定款および規約に別段の定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(農地転用等の通知)

第2条 この土地改良区の地区内の土地につき、農地法第4条第1項本文若しくは同法第5条第1項本文の規定による許可（以下「転用許可」という。）の申請又は同法第4条第1項第7号若しくは同法第5条第1項第6号の規定による届出（以下「転用届出」という。）が行われる場合には、当該土地に係る組合員（以下「転用組合員」という。）は、あらかじめ、転用組合員以外の当事者（以下「転用関係者」という。）と連署し、別記様式（第1号）により、転用許可の申請又は転用届出をする旨の通知を土地改良区にしなければならない。

(措置)

第3条 この土地改良区は、前条の通知があったときは、すみやかに、その転用により土地改良区の事業の受ける影響を調査し、必要があると認める場合には、転用組合員または転用関係者に対し次に掲げる事項を遵守すべきことを申し入れるものとする。

- (1) 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。
- (2) 転用組合員または転用関係者の責に帰すべき土地改良施設のき損の復旧を行なうこと。
- (3) 汚濁物の水路への流入を防止すること。
- (4) その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。

(意見書等の交付等)

第4条 この土地改良区は、第2条の通知で転用許可に係るものがあつたときは、当該通知のあつた日から30日以内に、別記様式（第2号）により土地改良区の事業に与える影響、これに対する措置についての協議及び第6条の規定による決済に関する事項を記載した農地法施行規則第22条第6号又は第48条第2項第3号の農地転用等についての意見書を交付するものとする。

(地区除外の申請)

第5条 転用組合員は、第2条の通知に係る土地につき、これを転用するときは、あらかじめ、別記様式（第3号）により土地改良区に地区除外の申請をしなければならない。

(決済)

第6条 この土地改良区は、前条の規定により地区除外の申請があつたときは、除外すべき土地に係る決済金の額を別記基準により確定し、すみやかに、その決済をするものとする。

2 前項の決済金の徴収方法は、賦課金の例による。

(会計)

第7条 前条の決済金は、特別会計として処理する。

(準用)

第8条 この規程は、農地法に基づく許可または届出を要しない転用および転用以外の事由による地区除外についてもこれを準用する。ただし、理事会において必要があると認める場合には、その決定により特別の処理をすることができる。

附則_1（平成22年5月18日議決）この規程は、議決日から施行する。

附則_2（平成28年2月5日議決）農地法施行規則改正による条項等文言変更

《決済金算定基準》

1 決済金の額

決済金の額は、土地改良区が徴収すべき金額の額 [2の・列記の各負担相当額（決済年度の翌年度以降の負担相当額については、償還金及び年賦支払金を除き、決済時点における現価）の合計額] と土地改良区が支払うべき金銭の額との差額とする。

2 決済の範囲

1) 土地改良区が徴収すべき金銭の額

(1) 賦課金等

① 未納入賦課金等

決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点における未納入金額

② 農地転用賦課金

農地転用による当該転用農地の負担に係る金額の増加（補助金の返還により生ずるもの）に伴う賦課金

(2) 償還金及び年賦支払金

土地改良区の借入金に係る償還金（利息を除く。）及び土地改良区が負担する国営土地改良事業（決済年度の前年度以前に完了したものに限る。）の負担金に係る年賦支払金（利息を除く。）で、決済年度の翌年度以降のものにつき定款の定めるところにより算定する、当該土地の負担相当額

(3) 土地改良区営土地改良事業に係る事業費

① 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき定款の定めるところにより、算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を、当該算定額から控除して得た額）

② 維持管理事業に係るもの

a 決済時点において土地改良区が行う土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額を、適切な利率で算定する（資本還元）当該土地の負担相当額、〈算出方法〉

全体の年間維持管理費 施設の耐用年数 地区面積

$$3,560,000\text{円} \times 40\text{年} \div 3,500,000 \text{ m}^2 = 40\text{円} (1\text{m}^2\text{当り})$$

$$39,670\text{円} (1\text{反当り})$$

b 上記①維持管理費の合計額のほか、決済年度の翌年度以降の自己負担分につき、定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、自己負担分のうち当該減額に対応する額を、当該算定額から控除して得た額）【農地転用後であっても転用後の土地が、その土地改良事業によって著しく利益を受ける場合（土地改良規則第28条の2）には、一定の要件の下に事業経費の一部を徴収することができる】

(4) 国営又は都道府県営土地改良事業に係る負担金又は分担金

① 維持管理事業以外の事業に係るもの

決済時点において、国又は都道府県が行う土地改良事業（維持管理事業を除く。）に係る事業費のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき、定款の定めるところにより算定する、当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合に

あつては、土地改良区が負担又は分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を、当該算定額から控除して得た額)

② 維持管理事業に係るもの

決済時点において、国又は都道府県が行なう土地改良事業（維持管理事業に限る。）に係る土地改良施設の耐用年数期間の維持管理費の合計額のうち、決済年度の翌年度以降において土地改良区が負担又は分担すべき額につき、定款の定めるところにより算定する当該土地の負担相当額（転用に伴い事業費が減額される場合にあつては、土地改良区が負担又は分担すべき額のうち、当該減額に対応する額を、当該算定額から控除して得た額）

2) 土地改良区が支払うべき金銭の額

過誤納賦課金その他土地改良区が、当該組合員に対して支払うべきものとして定款、規約、規程又は総会の議決により定められた金額のうち、当該土地に係るもの

3 その他

決済年度の翌年度以降の負担額の決済時点における現価は、法定利率により算定する。

様式第1号

農地転用等の通知書

平成 年 月 日

南国市田村堰井筋土地改良区 理事長 宛

転用組合員 住 所
氏 名 印

転用関係者 住 所
氏 名 印

このたび下記の土地についての農地法第 条第 項第 号の規定による（許可の申請又は届出）にあたり、地区除外等処理規程第2条の規定に基づき、あらかじめ通知します。

なお、同規程第3条の申入れ事項等については別途協議し、第6条の決済金については所定の方法により、これを納付します。

記

1 土地

字 名	番 地	地目	用 途	面 積	転用面積	転用目的	転用予定日	備 考
				.	.			

2 位置図

3 農業委員会（都道府県知事）に（転用許可申請書又は転用届出書）を提出しようとする日

右確認済

_____ 地区 担当・総代 _____ 印

（注） 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として、連署すること。

様式第2号

意見書

別紙記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区の意見は下記のとおりです。

平成 年 月 日

南国市田村堰井筋土地改良区 理事長

印

記

(第1例)

農地転用に伴う措置（規程第3条）等について協議が整い、本土地改良区としては差し支えありません。

(第2例)

農地転用に伴い次の事項について措置する必要がありますが、各記載の理由により協議が整わない。本土地改良区としては、この協議が整えば差し支えありません。

事 項	土地改良区の主張	転用者側の主張
・		
・		
・		
・		

(備考) 詳細は別添資料による。

様式第3号

別紙（土地明細書）

平成 年 月 日

南国市田村堰井筋土地改良区 理事長 宛

転用組合員 住 所
氏 名 印

転用関係者 住 所
氏 名 印

地区除外申請書

平成 年 月 日通知に係る土地につき、平成 年 月 日以降これを転用するので、土地改良区の地区から除外されたく申請します。

(注) 転用に係る土地が小作地である場合にあっては、当該土地の所有者も転用関係者として、連署すること。